

福島市公共下水道私有道路下水道工事の取り扱い基準

(目的)

第1条 この基準は、福島市公共下水道認可区域内の私有道路に対して一定の基準を設けて公共下水道の布設を行い水洗化の普及促進を図ることを目的とする。

(公共下水道管布設の私有道路)

第2条 市において、公共下水道管等を布設する私有道路とは、次の各号に掲げる条件を備えたものとする。

- 一 その両端が公道に接続し一般公衆の通行可能である私有道路
 - 二 袋小路の場合は、当該私有道路に面した所有権の異なる家屋が2戸以上あり、なおかつ独立の生計を営むものであること。
 - 三 私有道路の幅員が1.8メートル以上であること。
 - 四 私有道路が分筆されており、地目が公衆用道路であるか、位置指定道路として指定されていること。
 - 五 私有道路部分の土地所有者全員から承諾が得られること。
 - 六 私有道路沿線の土地所有者全員が下水道管へ接続することの承諾及び受益者負担金の賦課および納付について承諾が得られること。
- 2 ただし、市長が公益上特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(土地の使用料及び使用期間)

第3条 前条に規定する私道の土地の使用料は無償とし、使用期間は市が公共下水道を廃止するまでの間とする。

(工事申請)

第4条 この基準による公共下水道管を私有道路に布設希望するものは、申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて申請し、市がその書類を保管する。

- 一 私有道路の位置図（様式第2号）、公図及び私有道路の土地登記事項要約書
- 二 公共布設希望者名簿（様式第3号）
- 三 公共下水道布設承諾書（様式第4号）（印鑑証明書を添付すること。）
- 四 その他市長が特に必要と認めた書類（確約書等）

(設置の決定)

第5条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、その適否を決定し、その旨を私道公共下水道設置申請受理通知書（様式第5号）により申請者

に通知する。

(権利の変動)

第6条 この基準の第4条第三号の公共下水道布設承諾書(様式第4号)の土地所有者において、所有権移転・相続等の権利の変動があった場合、市に協議し新所有者の承諾書を提出すること。

(維持管理)

第7条 この基準により設置された公共下水道施設(管渠及び公共柵)の維持管理は、市が行うものとする。また、下水道管等の移設を行う場合は、市の許可を得て行なうものとし、その費用は原因者が負担しなければならない。

なお、私有道路の路面の維持管理は私有道路の所有者又は管理者が行なうものとする。

(施行細則)

第8条 この基準の施行に関しての必要な事項は別に定める。

(施行期日)

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成3年6月1日から施行する。

附 則

この基準は平成17年2月1日から施行する。

附 則

この基準は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和3年2月1日から施行する。

附 則

この基準は令和3年4月1日から施行する。